

28信監第11号
平成28年11月28日

信濃町長 横川正知様
信濃町議会議長 小林幸雄様
信濃町教育委員会教育長 竹内康則様

信濃町監査委員 清水 岳美

信濃町監査委員 湊 喜一

平成28年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

平成28年度定期監査報告書

第1 監査の実施期間

平成28年9月26日から平成28年11月24日まで

第2 監査の対象課等

全課等対象、詳細は別添（10頁）のとおり。

第3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

監査の範囲 平成28年4月1日から平成28年9月30日までに執行された事務事業等

第4 監査の方法

平成28年度上半期（必要に応じて27年度含む）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係書類等に基づき、関係職員から説明を聴取した。

監査に当たっては、その事務事業が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、抽出により照合・実査等の監査手続を実施した。

また、例月現金出納検査の結果も参考にして監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に監査の報告とあわせ意見として記載した。

今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので記載を省略した。

予算の執行状況

(1) 歳入の状況 (平成28年9月30日現在)

(単位：円、%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	調定に対する 収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
一般会計	6,169,181,000	3,331,623,566	2,842,008,107	489,615,459	46.1	85.3
国民健康保険 特別会計	1,425,019,000	825,216,626	620,158,254	205,058,372	43.5	75.2
後期高齢者 医療特別会計	100,565,000	71,147,416	30,185,336	40,962,080	30.0	42.4
介護保険事業 特別会計	914,563,000	666,487,779	382,091,398	284,396,381	41.8	57.3
古海診療所 特別会計	4,661,000	149,562	149,562	0	3.2	100.0
水道事業 特別会計	31,009,000	2,506,278	2,349,328	156,950	7.6	93.7
下水道事業 特別会計	415,656,000	190,376,432	40,742,562	149,633,870	9.8	21.4
農業集落排水 事業特別会計	231,880,000	107,596,010	17,991,570	89,604,440	7.8	16.7
特定環境保全 公共下水道事 業特別会計	13,399,000	8,448,731	2,136,251	6,312,480	15.9	25.3
個別排水処理 施設整備事業 特別会計	11,071,000	5,795,589	1,779,009	4,016,580	16.1	30.7
水道事業会計	収益的 182,689,000	101,076,112	100,216,814	859,298	54.9	99.1
	資本的 45,396,000				0.9	100.0
病院事業会計	収益的 1,383,388,000	467,556,008	467,556,008	0	33.8	100.0
	資本的 98,099,000				0	0

注)：上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

(2) 歳出の状況 (平成28年9月30日現在)

(単位：円、%)

区 分	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
一般会計	6,169,181,000	1,830,538,555	4,338,642,445	29.7
国民健康保険 特別会計	1,425,019,000	640,289,485	784,729,515	44.9
後期高齢者医療 特別会計	100,565,000	44,736,989	55,828,011	44.5
介護保険事業 特別会計	914,563,000	358,327,923	556,235,077	39.2
古海診療所特別会計	4,661,000	51,475	4,609,525	1.1
水道事業特別会計	31,009,000	2,907,936	28,101,064	9.4
下水道事業特別会計	415,656,000	150,138,124	265,517,876	36.1
農業集落排水事業 特別会計	231,880,000	97,454,695	134,425,305	42.0
特定環境保全公共 下水道事業特別会計	13,399,000	4,972,052	8,426,948	37.1
個別排水処理施設 事業特別会計	11,071,000	4,334,500	6,736,500	39.2
水道事業会計	収益的 183,919,000	45,121,977	138,797,023	24.5
	資本的 133,226,000	51,578,816	81,647,184	38.7
病院事業会計	収益的 1,517,748,000	571,313,593	946,434,407	37.6
	資本的 149,435,000	41,997,565	107,437,435	28.1

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

第6 監査の意見

1 各課等共通事項

(1) 収入未済額の縮減について

一般会計、特別会計、公営企業会計の平成27年度末の収入未済額は以下のとおり、依然として多額となっており、収入未済額の縮減は、町民負担の公平確立と財源確保の観点からも極めて重要です。 (単位:円)

会 計	内 容	収入未済額		
		平成27年度	平成26年度	増 減
		(A)	(B)	(A)-(B)
一般会計	町 税	132,553,017	135,445,834	△2,892,817
	保育料	429,800	609,600	△179,800
	情報通信使用料	435,160	431,200	3,960
	牧場使用料	1,164,900	413,640	751,260
	道路・公共物使用料	24,400	34,610	△10,210
	公営住宅使用料	95,400	22,300	73,100
	手数料	1,271,870	462,610	809,260
	土地・建物貸付収入	1,187,751	964,631	223,120
	黒姫保健休養地管理料	22,000	34,000	△12,000
	町営住宅共用部分光熱費	0	12,440	△12,440
	雑 入	0	6,050	△6,050
	計	137,184,298	138,436,915	△1,252,617
特別会計	国民健康保険税	39,757,039	46,560,341	△6,803,302
	後期高齢者医療保険料	1,518,980	1,220,130	298,850
	介護保険料(普通徴収)	4,885,262	4,225,513	659,749
	水道使用料	53,610	25,560	28,050
	下水道受益者負担金	5,094,000	7,102,740	△2,008,740
	下水道使用料	576,810	534,240	42,570
	農業集落排水分担金	120,000	150,000	△30,000
	農業集落排水使用料	47,950	64,590	△16,640
	特定環境保全下水道使用料	0	0	0
	個別排水処理施設使用料	0	0	0
計	52,053,651	59,883,114	△7,829,463	
合 計		189,237,949	198,320,029	△9,082,080
公営企業	水道事業	3,886,417	4,087,501	△201,084
	病院事業	227,956,335	343,257,653	△115,301,318
	計	231,842,752	347,345,154	△115,502,402
総 計		421,080,701	545,665,183	△124,584,482

町税は、インターネット公売の実施及び長野県地方税滞納整理機構への移管等により、収入未済額の縮減に向けて努力をされていますが、現年度分については新たな滞納を生じさせず、滞納繰越分については、早期解消に向け全庁一丸となって対策を講じてください。

各課等が所管する税外収入及び公営企業の収益の滞留未収金については、一定の収入未済額が長期に固定化している傾向が見受けられるので、引き続き早期の解消に努めてください。

(2) 事務の適正性の確保

町職員がそれぞれの事務を執行するに当たっては、地方自治法や町の各種規則に基づいて処理することが基本であり、概ね適正に行われています。

しかしながら、一部の事務処理において、担当者の起案の不備やミスが是正されないまま決裁されている事例が見受けられました。

書類の決裁回議に当たって、特に上司は、部下の起案の内容が法令・規則と照らし適正であるか否かを確認した上で決裁することが求められます。

(3) 収入の調定関係

収入の調定については、財務規則第32条によりその時期が定められていますが、調定時期が遅れているなど、規則に基づかない処理事例が多く見受けられました。

適正な事務処理に努めてください。

なお、各種証明書発行手数料及びナウマンゾウ博物館・一茶記念館・黒姫童話館等の入館料について、財務規則第32条第1項第4号では、収入のあったときに調定を行うこととなりますが、現状に照らして不都合又は不可能と認められるので、実態に即した規則の改正を求めます。

(4) 補助金交付関係

補助金等の交付に当たっては、信濃町補助金交付規則及び個々の補助金等に応じて定められる交付要綱に基づき交付されていますが、一部の補助金について、個々の交付要綱が作成されていない事例が見受けられました。

補助対象経費及び補助率等を規定し、具体的な補助額を決定するための交付要綱は重要ですので、個々の補助金ごとに整備されることを求めます。

なお、交付要綱を策定するために必要な、補助金交付規則の運用指針等を定めることが望まれます。

(5) 契約関係

① 建設工事等の入札事務について

建設工事等の指名競争入札において、落札となるべき同価格を入札した者が入札参加者の大半を占め、くじにより落札者を決定している事例が多く見受けられました。

この場合の事務手続きは、財務規則及び入札心得の規定に従って処理されており、正しく処理されています。しかしながら、くじにより落札者を決定する事例が常態化していることは、入札制度の原則に照らしても、また、事業者の企業努力が反映されない点からも好ましい状況とは言えません。

入札制度の再検討が望まれます。

② 契約方法の理由について

指名競争入札又は随意契約により各種契約を締結しようとする際の理由について、起案文書及び請負人選定調書の中で、地方自治法施行令又は財務規則に定める原則を満たさない場合（事業者数が5者未満の指名競争入札、1者による随意契約など。）は、その理由を明記する必要があります。しかしながら、理由が示されないまま処理されている事例が見受けられました。なぜその条項を適用させるかの具体的な理由を記載してください。

③ 見積書の徴収について

随意契約の見積書の徴収については、財務規則第102条第1項本文の規定により2以上の者から徴することを原則としています。しかし、町が締結した各種契約の中に、契約方法の例外とされている1者随契による事例が多くみられます。1者随契は不利な条件で契約を締結する恐れがあることから、特別な理由がある事例を除いて、2以上の者から見積書を徴し、予算の節約に努めてください。

また、町内に限定して1者随契を行っている事例については、町外からの参入も求めるなど、契約の原則に従った処理が望まれます。

2 各課指摘事項等

【総務課】

(1) 有休物品等の処分について（財政係・総務教育係）

小中学校の統合により不要となった楽器等について、早期に売却するなど処分を進めることを求めます。

(2) 信濃町役場環境衛生管理業務委託について（財政係）

本委託契約は財務規則第101条を適用し、2以上の者から見積書を徴し随意契約により行っていますが、予定価格が50万円を超える委託業務であるので、指名競争入札に付すことが必要です。

【住民福祉課】

(1) 一般廃棄物収集運搬業務委託について（環境係）

一般廃棄物の収集運搬業務については、収集運搬業務を行うための特殊車両を保有する業者が町内に2業者のみという理由で指名競争入札を行っています。

しかしながら一般廃棄物のうち古紙・発泡スチロールの回収については、特殊車両以外での収集運搬も可能ですので、5以上の者を指名することを求めます。

(2) 枅形不燃物最終処分場について（環境係）

① 町内から回収したアルミ缶は、アルミ缶プレス機でプレスし、ブロック化した後、資源回収業者に売り渡しています。この作業に使用するプレス機及びホイストクレーンは、40年以上前の古い機械であり、修理部品も手に入らないことから、故障した場合、作業が停止してしまうことが危惧されます。

アルミ缶の回収処理は、町の環境行政上重要な業務ですので、早急に更新することを求めます。また、置き場の屋根、外壁に穴が開いており整備が必要です。

② 作業員の高齢化が進んでおり、募集しても応募がない現状から、処遇の改善が望まれます。

(3) 基本健康診査及びがん検診業務委託について（保健予防係）

本委託契約は、町外の事業者1者との随意契約により、検診項目ごとの単価契約を行っていますが、契約を締結するに当たって、単価見積書を徴する行為を省略して契約しています。財務規則に定める手続きに従って契約を行ってください。

(4) 信濃町ひだまりセンターの指定管理について（福祉係）

信濃町ひだまりセンター指定管理者の指定に当たっては、信濃町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、審査会において選定の審査を行っています。審査会では各種項目ごとに審査を行い、審査基準採点結果が合否限界点を上回っており、基準を満たしていると判断しています。判定の基準となる合否限界点は重要な数値ですので、あらかじめ客観的に定めておくべきものですが、その事実が認められません。事前に定めておくことを求めます。

【産業観光課】

(1) 過年度分収入未済額について（農林畜産係・家畜診療所）

乳牛の周年預託料、事故外診療手数料等の過年度分収入未済額に、特定な事業者の200万円を超える未納額がありますが、返済計画が立てられていません。

本人の返済意識を促す意味から返済計画を策定することが望まれます。

(2) 有害鳥獣駆除事業委託契約について（農林畜産係）

平成28年度有害鳥獣駆除事業を信濃町猟友会長に委託し、業務委託契約書で委託料の額を「1人あたり4時間の出勤で5,000円とする。」と定めています。

しかし、実態は1時間単価に割返した額で処理しています。契約書と実態が一致するようにしてください。

【建設水道課】

(1) 水道使用料の自動検針について（水道係）

水道量水器計量業務については、町内全域で8名の検針員に業務を委託しており、年間約350万円の委託料を支出しています。

冬期間は積雪のため検針ができないことから、毎年12月から翌年4月までの間は検針を行っていません。このため、検針を行わない期間に仮に漏水事故等が発生しても、発見が遅れる恐れがあります。

そこで、費用対効果も考慮の上、自動検針が可能か否か検討されることを望みます。

(2) 下水道負担金について（下水道係）

柏原公共下水道受益者負担金の滞納繰越額が5,094,000円に上っていますが、納入の督促は年2回納入通知を送信するに止まっています。

滞納者の納入意識は時間と共に低下する恐れがありますので、負担の公平性を確保する観点からも、早期に滞納者と接触を図り納入計画を策定する等の対策が望まれます。

(3) マンホールポンプ交換のための基金積み立てについて（下水道係）

下水道事業のマンホールポンプは、3事業で69箇所138基設置されており、順次耐用年数に達し交換が必要となります。1基あたりの交換工事費がおよそ200万円から700万円であるため、今後、相当額の財政負担が必要となり、財政の悪化を招く恐れがあります。このため、基金を積み立てて対応することが望まれます。

【教育委員会】

(1) 指定管理料の支払いについて（生涯学習係）

信濃町ふれあい広場しなの指定管理は、A社を指定管理者として協定を締結しています。指定管理料の支払いについては、基本協定書第25条で指定管理者が6月、9月、12月及び3月に請求し、町は、それぞれの請求書を受領後30日以内に支払うこととされています。

しかしながら、監査を行った10月26日現在、9月までの指定管理料が支払われていません。請求が出されていないとの理由ですが、好ましい状況ではないので、協定書に基づいた事務処理を行ってください。

(2) トラクターバス共同実施について（黒姫童話館係）

黒姫童話館の来館者増加対策として、B社と共同でトラクターバスを運行しています。共同運行に当たっては、トラクターバス共同実施に関する取り決めを結び、町は200万円を負担することとしていますが、取り決め書に全体計画及び負担金の額に関する記載がありません。200万円を負担すべき根拠を明確にしてください。

(3) エレベーターの保守契約について（野尻湖ナウマンゾウ博物館係）

平成 28 年度のエレベーターの保守点検業務を C 社に委託しています。委託料の支払いについて委託契約書で C 社が 9 月に請求し、町は請求書受領後 30 日以内に支払うこととされています。なお、委託期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとなっています。

対価の支払いについて、財務規則第 121 条では、第 114 条の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係る支出の手続をとることができないとされていますので、財務規則の規定に基づいた契約を締結するようにしてください。

(4) 収蔵品の整理について（野尻湖ナウマンゾウ博物館係）

野尻湖ナウマンゾウ博物館では、旧野尻湖小学校に保管されている分も含めて、多量の収蔵品を所有していますが、整理されていない物品も数多く見られます。

収蔵品は時間の経過と共に整理が困難になる恐れがありますので、年度ごとの整理計画を策定し、必要に応じて臨時職員を採用するなど、早期に整理することが望まれます。

【信越病院】

(1) 産業廃棄物処理委託契約について

信越病院から排出される産業廃棄物に関し、その収集・運搬を D 社に委託し、D 社が搬入する廃棄物の最終処分を E 社と F 社に委託しています。

これらの委託契約書中に、次のとおり不備が認められましたので、是正してください。

- ① D 社と締結した産業廃棄物処理委託契約書第 2 条第 3 項に規定する運搬の最終目的地及び同条第 4 項に規定する最終処分業者について、E 社のみ記載され、F 社の記載がありません。
- ② E 社と締結した産業廃棄物処分委託基本契約書第 2 条第 2 項で、処分を委託する廃棄物の数量及び単価を別紙で定めることとしていますが、別紙中に単価が記載されていません。
- ③ F 社と締結した産業廃棄物処分委託基本契約書第 2 条第 2 項で、処分を委託する廃棄物の数量及び単価を規定することとされていますが、予定数量及び単価が記載されていません。また、契約年月日並びに第 17 条に規定する契約の始期及び終期の年月日が記載されていません。

平成 28 年度定期監査日程表

実施日	対象課等	監査対象等
9 月 26 日(月)	議会事務局、監査委員事務局	調書監査
10 月 3 日(月)	総務課、税務会計課 全係	調書監査
10 月 6 日(木)	住民福祉課 全係	調書監査
10 月 11 日(火)	産業観光課 全係	調書監査
10 月 13 日(木)	住民福祉課 環境係	柘形不燃物最終処分場 (現地監査)
	信越病院	調書監査、購入器械備品等の確認
10 月 26 日(水)	教育委員会 全係	調書監査
10 月 28 日(金)	教育委員会 ナウマンゾウ博物館係	野尻湖ナウマンゾウ博物館 (現地監査)
	教育委員会 一茶記念館係	小林一茶旧宅土蔵、保存家屋 (弟屋敷) 屋根修理工事の工事監査
	教育委員会 子ども支援係	古間保育園 (現地監査)
10 月 31 日(月)	産業観光課 農林畜産係、農業委員会	農地の現状と課題について (現地監査)
	総務課 庶務係	防災行政デジタル無線 (同報系) 整備事業の工事監査
11 月 9 日(水)	建設水道課 建設係	道路改良等工事の工事監査
	建設水道課 全係	調書監査